平成十八年 五月十五 二千六百二十七号

ア有 シ ス ト 社

訪問

看護

ションアシスト

五先弘 三丁目 四四

の川

・成四

긆

式トケ 会ナア 社一パ

株İ

の南東

C.T.T.目港E

一区 六港

通所介護

弘ケ 前ア パー

トナー

の外弘 四瀬前

二向

又名 は 氏 名称

住の主 所在の 地 スは 以 は

名

称

所

在

地

年月日

類

(月曜日)

目 次

告

示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定. 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.

保高

同同険福 : :

会ド町株 町田式 田ア会 商ン社

の関弘 一字西市 田二八 二八境

用特 具定福

売祉

川サ 原力

I 薬局

五所

生五町所一川

一川八原

の市

八弥

課祉

ググ有 ッリー ド ン社

丁青 目森

日常の本町四二

訪問介護

グッド ショングリーン コステー

号ベ三ツ青 ルの石森市 グータネ ーハイ見の

七ツー

べ

ᄪ

亖.

企生 同画活 安 :

スアほ有 サっ限 ーと会 ビケ社

訪問

介護

ケアサービス 有限会社ほっと

껃  $\equiv$ 

会法社 人会 柏福 友祉

通所介護

ンター はなさき

二古川花る市均

一柏

11

下

会薬東 社品北 株化 式学

田一丁目三の弘前市大字神

用特 具定 脈

売祉

式会社八戸支店東北化学薬品株

丁八目戸

-/市

五沼

の館

べ

댇

콧

Ξ

|備員等の検定の実施.....

|備員指導教育責任者講習

(特例措置講習)

の実施

公安委員会

示

쏨

青森県告示第四百二十六号

のとおり居宅サー より公示する。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、 ビス事業を行う者を指定したので、 同法第七十八条第一号の規定に 次

平成十八年五月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

業居 所宅サー

指定居宅サービス事業者

ビス スの 種

ビス事業を行う事

指 定

青森県告示第四百二十七号

公示する。 おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、 同法第八十五条第一号の規定により 次のと

平成十八年五月十五日

青森県知

事

Ξ 村 申

吾

介護支援事 業 者

居宅介護支援事業を行う事業所

指 定

指 定 居 宅

	"	字田川二六の六	スセンタービ	通介 所護 介護 護防	字山辺一八三		人社 聖福 康祉 法	
完	八	町一八の八五所川原市弥生	五所川原	用予特 具防定 販福介 売祉護	字西田二八の一弘前市大字境関		田田株 商ア式 会ン ド社 町町	
	"	瀬三丁目二の四弘前市大字向外	ナー 弘前 ト	通所 所護 予	二丁目一六の一東京都港区港南		社ナケ オー 株式 会	
四 二四	一 元 成	三丁目四の五	アシストン お問	訪介 問護 看所 護防	四丁目一六の三		シ 有 ス ト 社 ア	
月 日 三	年 年 月	所 在 地	名称	のサー 種 類 ビ ス	所在地又は住所 主たる事務所の	所主	又名 は 氏 名称	
Ē	E E	ー ビス事業を	行護予防サ	介護予防	ビス	予防	事業者	
吾	申	三 村	青森県知事		八年五月十五日	年 五 日	平 成 十 八	
第一、	条 定 の 九 よ	完したので、 同法第百十五条の九第第五十三条第一項本文の規定により、		11十三号		公示する。(平成九)	の規定により公示するのとおり介護予防サー介護保険法 (平成九	のの
	}				十八号	当	青森県告示第四百二十	青
三	八。四	日三三の五	介護相談セー	ン八タ戸へ	目三市 記館 五郎	シラ	有限会社サ	
	"	目一五の二六青森市沖館五丁	が うじょう こうが できる こうが しょう にん こう にん こう	業居	目一五の三二 青森市沖館五丁	アラ	有限会社ケ	
霊	八。四	新藤ビル三階青森市長島二丁	スト業ワ所	一	新藤ビル三階二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	ク日 サ本	ーだス イットワー・	
三四	一平成の	瀬三丁目二の四弘前市大字向外	パートナー	弘ケ前ア	東京都港区港	ナ ー	株式会社 ト	
日	年 月	在地	称	地の 名	所 在 は	称	名	

社会福祉法	人一葉会 法	有限会社八	豊会医療法人泰	仁会医療法人公	仁会医療法人公	品株式会社 社	会人社 人は会福 しん法	健 ア 東 サポ ー ト ト	人柏 友会 法	ー だとから でとかった でとかった でなった でなる。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 であ	ク株 イ式会社ツ	
字新館添五〇のの	八 字新館添五〇の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	内一丁目八の六	一の五市穂並町	の一 字野辺地一五〇 地一五〇	の一の一切地一五〇字野辺地一五〇は北郡野辺地町	一丁目三の一田田	五七 大字岩崎字松原 西津軽郡深浦町	町三〇の二六	の一本田若宮二五五つがる市柏桑野	の三八三二九九三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	スタワー一六階やおおおかオフィのおおおかオフィーの一丁目六の一ゆの一丁目六の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一つのでは、	
介護予防	通 所 介 護 所 う 護 防	訪介 問護 介養防	シビ通介 ョリ所護 ンテリ予 ー八防	療短介 養期護 介入所 護所防	シビ通介 ョリ所護 ンテリ防 ー 八防	用予特 具防定 販福介 売祉護	通介 所護 介護防	訪 問 う う 護 う 護 防	通 所 所 う 護 防	訪問 問介護 所 護防	通所介護 所介護防	
ホームへル	ことぶき荘	みテー の り ショ ン ス	十和田外科	ツ川上クリニ	アセンター	八品東 戸株式 支 店 社 薬	センター イサー ビス ア	トケ 健ア 美ポー	はなせ なセンター ビ	ー どかない しょう さいりょう さいまい しょう かいしょう かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ	浜ツ 館 イ 青 森	こばし
字新館添五〇の	字新館添五〇 字新館添五〇	内一丁目八の六	十和田市穂並町	の一 字野辺地一五〇 上北郡野辺地町	の一 字野辺地一五〇 工工の 田田	日一五の三一丁	六一の二 大字岩崎字松原 の二字松原	町三〇の二六	二 川花崎一一二の 一二の	号 プラザー〇サニ サー プラザー〇十二 アープラザー〇十二 アード・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン	   青森市浜館二丁	0
"	"	11	"	"	- 八· 四· 三·	一八	"	"	"	"	"	

#### 警備業法の一部を改正する法律 青森県公安委員会告示第四十四号 護サポート 護サポート 護サポート 護サポート 人一葉会 社 人一葉会 公 法 八 字新館添五〇の 弘前市大字福村 三丁目八の二〇 三丁目八の二〇弘前市大字富田 八 三丁目八の二〇 三丁目八の二〇 安 委 生短介 活期護 介入 護所防 通所介護 介護 所 育 防 通所介護 介護 所 育 防 通所介護 介護 所 育 防 訪問 問 所 護 所 護 防 員 訪問介護 会 寿人特 園 ー ム 福 福 老 湯 スあすかの かのビ ンター 宮田町 デイ ス孔雀庵 ビ 平川市町居西田 一六三 三 六三 大字富田 三丁目八の七の七の七の日 一丁目六の一〇 八字弘 ¥新館添五○6 3前市大字福1 の村

以下 警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和五十八年国家公安委員会規則第二号 例措置講習」という。) を次のとおり実施するので、 改正する規則 (平成十七年国家公安委員会規則第十八号) 附則第二条の規定に基づき、 「旧資格者証」 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を 「講習規則」という。 条の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証 (以下 という。) を有する者に対する警備員指導教育責任者講習 第二条の規定により公示する。 (平成十六年法律第五十号) による改正前の警備業法 警備員指導教育責任者及び機械 (以下「特

# 成十八年五月十五日

青絲県公安委員会委員長 井 畑 明 男

# 講習の区分、実施期間等

措置講習 措置講習 接続に係る特例法第二条第一項第二号に規	係る特例措置講習一号に規定する警備業務に一号に規定する警備業務にという。) 第二条第一項第律第百十七号。以下「法」	講習の区分
(水) までの三日間 (水) までの三日間 平成十八年七月二十四日	での四日間 (木) ま平成十八年六月十九日 (月)	実施期間
時まで 年前九時から午後四	時五十五分まで午前九時から午後四	実施時間

"

11

11

### 実施場所

"

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

## Ξ

不

**弄**.

兀

受講定員 旧資格者証を有する者であって、現に本特例措置講習に係る警備業務の区分の警 受講対象者 各講習五十人 (予定)

### 五 受講申込みの手続き

|員指導教育責任者として選任されている者若しくは選任される予定の者

受講申込みの受付期間等

1

# 受付期間及び受付時間

係る特例措置講習に規定する警備業務に法第二条第一項第二号	係る特例措置講習に規定する警備業務に法第二条第一項第一号	講習の区分
の間 から同月十六日 (金) まで 平成十八年六月十二日 (月)	る行政機関の休日を除く。) 法律第九十一号)に規定す関する法律(昭和六十三年での間(行政機関の休日にでの間(行政機関の休日によりに対しての間が、日間を対して、日本のは、一、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは	受付期間
時までの間午前九時から午後五	時までの間 年前九時から午後五	受 付 時 間

#### $(\Box)$ 受付の締切り

受付を締め切る。 受講申込みの受付は先着順とし、 受講申込者の人員が予定定員に達し次第

## 2 受講申込書の受付場所

次に掲げる区分により申請すること。

青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署 (警察署分庁舎

を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県外に住所地を有する者は、青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。)

申込み方法

の生活安全課又は刑事生活安全課

3

こととし、郵送等による申込みは認めない。 五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

4 受講申込みの書類

メートルの写真一葉をはり付けること。) 一通に、旧資格者証の写しを添付する 講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、 上三分身、無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチ 正

受講手数料

時に納入すること。 次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出

法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る特例措置講習 一万四千円 法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習 二万三千円

六 講習受付時間

青

森

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、 講習に係る事項を修得したと認められる者に対

講習修了証明書を交付する

受講者は、筆記用具を持参すること。

八 受講申込みに関する問い合わせ先

青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

2 電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第四十五号

の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。) 第二十三条第一項

> より公示する。 成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。) 第七条の規定に

平成十八年五月十五日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

検定の実施日時及び場所

実施日時

平成十八年八月二十一日 月 午前九時から午後五時まで

2

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

=

検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第一条第三号に規定する雑踏警備業務

検定の定員

Ξ

三十人 (予定)

兀 受検資格

青森県内に住所地を有する者

2 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であ

るもの

五 検定の方法及び内容

方法

実技試験は行わない 検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、

2

学科試験

(1)警備業務に関する基本的な事項

(2)法令に関すること。

(3)雑踏の整理に関すること。

(4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措

置に関すること。

実技試験

(1)雑踏の整理に関すること。

平

(2)人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措

置に関すること。

六 検定申請の手続き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

受付期間

日を除く。) の休日に関する法律 (昭和六十三年法律第九十一号) に規定する行政機関の休 平成十八年六月十二日 (月) から同年七月十四日 (金) までの間 (行政機関

受付時間

受付の締切り

午前九時から午後五時までの間

付を締め切る。

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受

検定申請書の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を

又は刑事生活安全課 当該営業所の所在地を管轄する警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課 青森県外に住所地を有する者で青森県内に存する営業所に属する警備員は、

3 申請方法

とし、郵送等による申込みは認めない。 六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこと

検定申請の書類

の書面等を、それぞれ添付すること。 者は次に掲げる一及び三の書面等を、 検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する 四の2に該当する者は次に掲げる□及び回

住所地を疎明する書面 (住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

営業所に属することを疎明する書面 一通

氏名及び撮影年月日を記入したもの) 三・○センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に 写真 (申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 二葉

5

受講手数料

一万三千円の青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八

検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

検定申請に関する問い合わせ先

青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

2

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目|番七七号|(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行